

令和7年度  
地域密着型サービス事業者公募要領  
【整備年度：令和8年度】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型共同生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

令和7年5月  
釧路市介護高齢課

# 目 次

1. 公募趣旨	1
2. 公募する地域密着型サービス	1
3. 応募要件	1
4. 選定スケジュール	1
5. 応募手続き	2
6. 選定について	2
7. 選定後の手続き	3
8. 整備に関する補助金について	3
9. 応募に際しての留意事項	4
10. 提出及び問合せ先	4
【別紙1】 提出書類一覧	5
【別紙2】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の審査項目及び評価項目等	
1 審査項目等	6
2 評価項目等	7
【別紙3】 認知症対応型共同生活介護事業所の審査項目及び評価項目等	
1 審査項目等	8
2 評価項目等	9
【別紙4】 看護小規模多機能型居宅介護事業所の審査項目及び評価項目等	
1 審査項目等	10
2 評価項目等	11

## 1. 公募趣旨

当市では、市民が安心して利用できる地域密着型サービスの基盤整備を計画的に行うこと、また、より良いサービスを行うことができる事業者の指定を行い、サービスの質の確保を図ることを目的に、公募形式での事業者の募集を行ってまいりました。

令和7年度についても、「第9期介護保険事業計画（2024～2026）」に基づいた介護サービスの基盤整備を促進することを目的として、令和8年度整備分の地域密着型サービス事業を運営する事業者を募集します。

## 2. 公募する地域密着型サービス

サービス種別	募集	定員	募集圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—	釧路地区（※）
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	1	18人	釧路地区（※）
看護小規模多機能型居宅介護	2	各29人	釧路地区（※）

（※）釧路地区：西部地区、中部地区北部、中部地区南部、東部地区北部、東部地区南部

（注）特定の建物・地域を対象としたサービス提供は不可

## 3. 応募要件

次の要件を全て満たしていること。

- ① 長期継続的に健全で安定した事業運営を行うことができる法人であること（ただし、看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者も可能）
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと
- ③ 介護保険法、その他関係法令に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、令和8年度末までに施設整備を完了（竣工）できること
- ④ 釧路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと
- ⑤ 建築基準法、消防法等の各法令を遵守した事業計画であること
- ⑥ 整備予定地は、災害レッドゾーンを含まないこと
- ⑦ 整備予定地（建物）については、事業者が所有権を有しているか取得が見込まれること。賃借権又は地上権を設定する場合は、事業の継続性が十分に確保される期間であること
- ⑧ 過去3年間において、法人及び法人代表者に国税及び地方税の滞納がないこと
- ⑨ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きをしている法人でないこと

## 4. 選定スケジュール

時期	予定スケジュール
令和7年5月9日（金）	公募要領の配付、公募申込受付開始
令和7年7月4日（金）	公募申請書提出期限（厳守）
令和7年7月上旬～7月下旬	書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）、事業者選定
令和7年7月下旬	釧路市地域密着型サービス等運営委員会へ諮問
令和7年8月上旬～8月下旬	選定結果通知、選定結果公表（市ホームページ）

## 5. 応募手続き

### (1) 受付期間

令和7年5月9日（金）～令和7年7月4日（金）

### (2) 提出書類

- ① 提出書類は、「提出書類一覧」（別紙1）のとおりです。
- ② 提出部数は、正本1部と副本9部（副本はコピー可）とします。
- ③ 提出書類は、原則としてA4版に統一し、片面印刷としてください。図面等A3版の資料がある場合はA4サイズに折り込んでください。
- ④ 提出書類は、フラットファイル等に綴り、表紙と背表紙に応募するサービス種別及び法人名を記載してください。また、提出書類一覧（5ページ参照）のNo.に対応したインデックスを付けてください。
- ⑤ 提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

### (3) 提出方法等

- ① 提出書類は、持参又は郵送（令和7年7月4日までに必着）により提出してください。
- ② 提出書類に不備がある場合は受付できませんので、事前相談や期限に余裕を持った提出をお願いします。また、別紙を使用したり、申請書様式を変更したりしている場合も受け付けられません。

### (4) 質問等の受付

応募に関する質問等がある場合は、「質問書」（様式8）を電子メール又は書面の持参により、令和7年6月20日（金）12時までに提出してください。

質問に対する回答は、令和7年6月27日（金）までに質問者に対して回答します。また、ホームページ上に随時掲載します。

## 6. 選定について

### (1) 事業者の選定

#### ① 書面審査

提出書類に基づき、書類審査を行います。「審査項目等」のいずれかに「否」がある場合や、プレゼンテーション及びヒアリングを実施しても、「評価項目等」の合計点が選定基準（75点）に達する見込みがないと判断される場合はこの時点で選定外となります。

#### ② プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは30分以内、お越しいただく方は、法人の代表者（又は法人内の地域密着型サービス部門の責任者）、管理者就任予定者、設計及び資金計画がわかる方等3名以内を予定しています。日程等、詳細については改めてご連絡します。

#### ③ 事業者の選定

「評価項目等」に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングにて、「釧路市地域密着型サービス事業者選定委員会」が審査を行います。

その後、選定基準（75点以上）を満たした事業者については、「釧路市地域密着型サービス等運営委員会」に意見を聴取した上で事業者を選定します。

※選定基準（75点）未満の場合は、選定対象外となります。

### (2) 選定結果の通知

合否に関わらず、全ての応募事業者に対して、文書より通知します。

### (3) 選定結果の公表

選定された事業者については、市ホームページで公表します。

## 7. 選定後の手続き

- ① 選定された事業者は、選定通知後、2週間以内に事業実施の確約書を提出してください。
- ② 選定された事業者は、関係法令を遵守し、事業開始の準備を行ってください。
- ③ 事業所の建設等の終了後は、事業開始日の1か月前までに、介護保険事業者としての指定申請をしてください。市は、指定申請の審査及び現地調査を行い指定します。ただし、審査の結果、指定基準に満たない場合は、指定を受けることはできません。

## 8. 整備に関する補助金について

- ① 施設整備等に際し、北海道の「介護サービス提供基盤等整備事業費交付金」を活用して予算の範囲内で市から補助金の交付を予定していますが、交付が確約されるものではありませんので、応募申請時点では、補助金の交付はないものとして資金計画を立ててください。なお、交付金等が不採択となった場合は補助がありませんので、自己資金等のみでも運営可能な法人のみ応募を行ってください
- ② 補助金を受ける場合には、「交付決定前の着工は認められず、工事業者の選定や契約等については、競争入札に付すなど市が行う手続きに準拠すること」、「施設の整備や備品の購入などについては、対象期間の要件がある」など、条件があります。また、「補助事業により取得した財産処分の承認に際しては、納付金（補助金の返還金）の条件が付される場合がある」など、補助金の活用にあたっては、事業の持続性等について十分考慮してください。
- ③ 補助金を活用する場合は、補助金の交付決定時期に関わらず、交付決定前に事業に着手することは原則できません。また、着手時期に関わらず、令和8年度内に整備等が完了しない場合は、補助金を交付することはできません。

※参考 北海道の交付金（令和7年度介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱（案）別表1より）

	サービス種別	基準額	対象経費概要
施設整備費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円 ×施設数	<b>工事費</b> 地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の負担（補助）金等において補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費は、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 <b>工事事務費</b> 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額
	認知症対応型共同生活介護事業所	39,600千円 ×施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円 ×施設数	
開設準備経費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円 ×施設数	地域密着型サービス施設等の開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
	認知症対応型共同生活介護事業所	989千円 ×定員数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	989千円 ×宿泊定員数	

## 9. 応募に際しての留意事項

- (1) 一度提出された書類の内容を変更することは認めません。ただし、市が内容の訂正を求める場合を除きます。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合及び募集に際し不正行為を行った場合は、応募を抹消します。
- (4) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 選定に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
- (6) 提出された申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- (7) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けません。
- (8) 地域密着型サービスの事業者を選定された場合においても、介護保険事業者の指定を確定するものではありません。
- (9) 選定委員会等に対して、働きかけ等があった場合には失格とします。

## 10. 提出及び問合せ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所防災庁舎3階（24番窓口）

釧路市福祉部介護高齢課介護保険係

電話：0154-31-4598（直通）

E-mail：ka-kaigohoken@city.kushiro.lg.jp

<https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/index.html>

【別紙1】提出書類一覧

No.	提出書類	留意事項	様式
1	公募申請書	所定の様式	様式1
2	公募申請に係る提出書類一覧	所定の様式	様式1別紙
3	事業計画書	所定の様式	様式2
4	実施予定事業の定員等の計画	所定の様式	様式2別紙
5	事業計画提案書	所定の様式	様式3
6	建物計画図	平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、配置図、日影図等	任意
7	事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの	任意
8	予定地全景がわかる写真	【新築の場合】	任意
9	事業所の建物に係る写真	【既存施設を転用する場合】	任意
10	法人の概要等	所定の様式	様式4
11	法人の役員名簿	所定の様式	様式5
12	法人登記簿謄本	応募申込日前3か月以内に発行されたもの *原本は正本に添付、副本は写しで可	原本
13	法人の定款又は寄附行為	最新のもの	写し
14	給与規定	最新のもの	写し
15	就業規則	最新のもの	写し
16	法人の財務状況に関する書類	直近2箇年度の決算報告書及び決算に関する財務諸表	任意様式
17	申請要件に係る申立書	所定の様式	様式6
18	過去3年間に受けた行政処分・改善勧告・改善報告の内容	所定の様式 ※法人が経営する介護保険事業所において臨時的な指導等を受け、処分等を受けた場合は必ず記載すること	様式7
19	市税の完納証明書	法人及び代表者の直近の3年分の状況が分かるもの *原本は正本に添付、副本は写しで可	原本
20	当該計画に係る3年分の収支計画書	※併設等により他の介護サービス事業又は自主事業（下宿等）を行う計画の場合には、他の介護サービス事業等を含めた収支計画書をする事	任意様式
21	その他、これまでの実績を証するパンフレット・冊子等	最新のもの	任意

【別紙2】定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の審査項目及び評価項目等

1 審査項目等

審査項目	審査基準	評価
(1) オペレーター	① 提供時間帯を通じて1以上 ② 1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士又は介護支援専門員 ③ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員（利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、これらの者又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。） ④ 専従（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。）	適・否
(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	適・否
(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上	適・否
(4) 訪問看護サービスを行う看護職員（一体型のみ）	① 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5以上（うち1人以上は、常勤の保健師又は看護師、うち1人以上は、提供時間帯を通じて事業者と連絡体制を確保された者） ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実情に応じた適当数	適・否
(5) 計画作成責任者	上記の従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれから1人以上	適・否
(6) 事業所の立地状況	事業予定地は釧路地区である	適・否
(7) 専用の区画	事業の運営を行うために必要な広さを有する事務スペース、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保している	適・否
(8) 法人、設立代表者の住民税等の納付状況	過去3年間、国税及び地方税を滞納していないか	適・否

2 評価項目等

評価項目	評価基準	評価 (配点)	
(1) 事業実績	法人の介護保険事業の経験年数	5年以上 (5)、3～4年 (3)	
	市内での介護保険事業の実績がある	3事業以上 (5)、3未満 (3)	
	市内での医療・福祉事業の実績がある	医療の実績 (5) 福祉事業の実績 (2)	
	指定訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所の運営実績がある	ある (5)	
	法人が経営する介護保険事業所で、過去3年間に臨時的な指導等を受け、文書指導事案があった	行政処分 (-15)、改善勧告 (-10)、改善報告 (-5)	
(2) 立地・建物・設備等	地域包括ケアシステムにおいて連携が重要となる機関 (地域包括支援センター、医療機関) が近く (半径 1km内) にある	いずれもある (5) いずれかがある (3)	60
	日常生活圏域内に同一事業所がない。又は、近く (半径 1km内) に同種の事業所がない。	圏域内にない (5) 近くにない (3)	
	同一又は隣接する敷地内に居住施設 (有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等) がない	ない (5)	
	地域住民 (自治会や町内会等) に対する説明をしている	説明会を実施済 (5) 地域の代表者へ説明済 (3)	
	事業所の所在する日常生活圏域以外の圏域も事業実施対象地域とする	する (5)	
	利用者に配布するケアコール端末に、オペレーターから利用者に対する通報機能やテレビ電話等の画面上で対話できる機能がある	ある (5)	
(3) 運営法人	過去2年間の単年度決算の状況	いずれも黒字 (5) いずれかが黒字 (3)	
	直近決算が累積黒字	黒字 (5)	
	市内で運営している介護・医療・福祉事務所の従業員の離職率	30%以上 (-6)、20%以上 (-3)、10%以上 (-1)	
(5) 事業運営	地域密着型サービス事業者としての基本方針	(4)	40
	「住み慣れた地域で生活を継続するため」の取組策とその体制づくりの考え方	(4)	
	「サービスの質の確保のため」の取組策とその体制づくりの考え方	(4)	
	適正な事業運営に向けた取組み	(4)	
	当該地域でサービスを提供することの理由と意義	(4)	
(5) 人員配置・人員確保	人員配置基準を満たすための取組み	(4)	
	人材確保と人材育成に対する考え方	(4)	
(6) 地域との連携	「どのように地域と関わっていくか」ということについての考え方 (地域貢献度)	(4)	
	地域福祉の向上に寄与するための自主事業計画等の取組み	(4)	
(7) その他セールスポイント	施設や提供サービスなどにおける特色・特徴	(4)	
		100	

【別紙3】 認知症対応型共同生活介護事業所の審査項目及び評価項目等

1 審査項目等

審査項目	審査基準	評価
(1) 法人代表者の経験	① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験がある ② 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了している、又は修了見込みである	適・否
(2) 管理者の経験	① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験（見込）がある ② 認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了（見込）している	適・否
(3) 介護従業者の員数	① 日中：ユニットごとに常勤換算方法で利用者3人に対し1以上 ② 夜間：ユニットごとに常勤換算方法で1以上 ③ 常勤職員が1人以上配置している	適・否
(4) 計画作成担当者	① 計画作成担当者を配置している ② 認知症介護実践研修（実践者研修）又は認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程）を修了（見込）している ③ 計画作成担当者のうち1人は、介護支援専門員	適・否
(5) 居室	① 1室の定員は1人で、1室の床面積は7.43㎡以上 ② 廊下、居間など共同スペースにつながる専用の出入口があり、壁などで他の居室と明確に区分している	適・否
(6) 設備	ユニットごとに居間、食堂、台所、浴室、消火設備等を設置している  <b>【居間・食堂】</b> ・利用者や介護従業者が同時に利用できるのに十分な広さがある ・居間と食堂は同一の場所とすることができる  <b>【消火設備等】</b> ・スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、消防機関へ通報する火災報知設備を設置している	適・否
(7) 事業所の立地状況	① 事業予定地は、釧路地区である ② 事業予定地が住宅地の中にある、または住宅地と同程度に家族や地域住民との交流が確保される地域にある ③ 土地利用規制等に適合し、運営に支障をきたすものではない	適・否
(8) 法人、設立代表者の住民税等の納付状況	過去3年間、国税及び地方税を滞納してないか	適・否

2 評価項目等

評価項目	評価基準	評価 (配点)	
(1) 事業実績	法人の介護保険事業の経験年数	5年以上 (4)、3～4年 (2)	60
	市内での介護保険事業の実績がある	3事業以上 (3)、3未満 (2)	
	市内での医療・福祉事業の実績がある	ある (1)	
	法人が経営する介護保険事業所で、過去3年間に臨時的な指導等を受け、文書指導事案がまった	行政処分 (-15)、改善勧告 (-10)、改善報告 (-5)	
(2) 立地・建物・設備等	近く (半径1km内) に同種の事業所がない	ない (4)	
	協力医療機関が同一日常生活圏域内にある	ある (4)	
	耐火又は準耐火建築物である	耐火 (4)、準耐火 (2)	
	宿直室として使用可能な職員の休憩スペースがある	ある (4)	
	居室・トイレ・浴室にナースコール等の緊急通報システムを設置している	全てに設置 (4) 居室の全てに設置 (2)	
	トイレは利用者3人に対し1か所以上ある	ある (4)	
	トイレは分散配置かつ車椅子対応である	半数以上 (4)、半数未満 (2)	
	災害等の大規模停電時に施設内のライフラインを確保するための非常用電源を設置している	いる (4)	
	災害イエローゾーンを含んでいない	含んでいない (4)	
	地域住民 (自治会や町内会等) に対する説明をしている	説明会を実施済 (4) 地域の代表者へ説明済 (2)	
(3) 運営法人	施設設備又は施設改修は、市内に本店を有す業者 (市内で規定する地元扱い業者を含む) が施工する	する (4)	
	過去2年間の単年度決算の状況	いずれも黒字 (4) いずれかが黒字 (2)	
	直近決算が累積黒字	黒字 (4)	
(4) 事業運営	市内で運営している介護・医療・福祉事務所の従業員の離職率	30%以上 (-6)、20%以上 (-3)、10%以上 (-1)	
	地域密着型サービス事業者としての基本方針	(4)	40
	「住み慣れた地域で生活を継続するため」の取組策とその体制づくりの考え方	(4)	
	「サービスの質の確保のため」の取組策とその体制づくりの考え方	(4)	
	適正な事業運営に向けた取組み	(4)	
当該地域でサービスを提供することの理由と意義	(4)		
(5) 人員配置・人員確保	人員配置基準を満たすための取組み	(4)	
	人材確保と人材育成に対する考え方	(4)	
(6) 地域との連携	「どのように地域と関わっていくか」ということについての考え方 (地域貢献度)	(4)	
	地域福祉の向上に寄与するための自主事業計画等の取組み	(4)	
(7) その他セールスポイント	施設や提供サービスなどにおける特色・特徴	(4)	
		100	

【別紙4】看護小規模多機能型居宅介護事業所の審査項目及び評価項等

1 審査項目等

審査項目	審査基準	評価
(1) 法人代表者の経験	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者、又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経験に携わった者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了（見込）しているもの、又は保健師若しくは看護師	適・否
(2) 管理者の経験	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験（見込）を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了（見込）しているもの、又は保健師若しくは看護師	適・否
(3) 介護従業者の員数	①日中（通いサービス）：常勤換算法で利用者3人対し1以上 ②日中（訪問サービス）：常勤換算法で2以上 ③夜間（夜勤職員）：時間帯を通じて1以上 ④夜間（宿直職員）：時間帯を通じて必要な数以上 ⑤常勤の保健師又は看護師が1以上 ⑥常勤換算方法で2.5以上が保健師、看護師及び准看護師	適・否
(4) 計画作成担当者	① 計画作成担当者（介護支援専門員）を配置している ② 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了（見込）している	適・否
(5) 設備	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室を設置している  【居間・食堂】 ・利用者や介護従業者が同時に利用できるのに十分な広さがある（通いサービスの利用定員を15人以上とする場合は、居間及び食堂を合計した面積は1人当たり3㎡以上を確保が必要） ・居間と食堂は同一の場所とすることができる  【宿泊室】 1室の定員は1人で、1室の床面積は7.43㎡以上（当該事業所が病院又は診療所である場合であって、定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上とすることができる）	適・否
(6) 事業所の立地状況	① 事業予定地は、釧路地区である ② 事業予定地が住宅地の中にある、または住宅地と同程度に家族や地域住民との交流が確保される地域にある ③ 土地利用規制等に適合し、運営に支障をきたすものではない	適・否
(7) 法人、設立代表者の住民税等の納付状況	過去3年間、国税及び地方税を滞納してないか	適・否

2 評価項目等

評価項目	評価基準	評価 (配点)	
(1) 事業実績	法人の介護保険事業の経験年数	5年以上 (4)、3～4年 (2)	60
	市内での介護保険事業の実績がある	3事業以上 (3)、3未満 (2)	
	市内での医療・福祉事業の実績がある	2事業以上 (2)、1事業 (1)	
	法人が経営する介護保険事業所で、過去3年間に臨時的な指導等を受け、文書指導事案があった	行政処分 (-15)、改善勧告 (-10)、改善報告 (-5)	
(2) 立地・建物・設備等	近く (半径1km内) に同種の事業所がない	ない (4)	
	協力医療機関が同一日常生活圏域内にある	ある (4)	
	耐火又は準耐火建築物である	耐火 (4)、準耐火 (2)	
	宿直室として使用可能な職員の休憩スペースがある	ある (3)	
	宿泊室・トイレ・浴室にナースコール等の緊急通報システムを設置している	全ての設置 (4) 居室の全てに設置 (2)	
	トイレは利用者3人に対し1か所以上ある	ある (4)	
	トイレは分散配置かつ車椅子対応である	半数以上 (4)、半数未満 (2)	
	災害等の大規模停電時に施設内のライフラインを確保するための非常用電源を設置している	いる (4)	
	災害イエローゾーンを含んでいない	含んでいない (4)	
	地域住民 (自治会や町内会等) に対する説明をしている	説明会を実施済 (4) 地域の代表者へ説明済 (2)	
施設設備又は施設改修は、市内に本店を有す業者 (市内で規定する地元扱い業者を含む) が施工する	する (4)		
(3) 運営法人	過去2年間の単年度決算の状況	いずれも黒字 (4) いずれかが黒字 (2)	40
	直近決算が累積黒字	黒字 (4)	
	市内で運営している介護・医療・福祉事務所の従業員の離職率	30%以上 (-6)、20%以上 (-3)、10%以上 (-1)	
(4) 事業運営	地域密着型サービス事業者としての基本方針	(4)	
	「住み慣れた地域で生活を継続するため」の取組策とその体制づくりの考え方	(4)	
	「サービスの質の確保のため」の取組策とその体制づくりの考え方	(4)	
	適正な事業運営に向けた取組み	(4)	
	当該地域でサービスを提供することの理由と意義	(4)	
(5) 人員配置・人員確保	人員配置基準を満たすための取組み	(4)	
	人材確保と人材育成に対する考え方	(4)	
(6) 地域との連携	「どのように地域と関わっていくか」ということについての考え方 (地域貢献度)	(4)	
	地域福祉の向上に寄与するための自主事業計画等の取組み	(4)	
(7) その他セールスポイント	施設や提供サービスなどにおける特色・特徴	(4)	
		100	